

ZEH 宿泊体験事業 協力事業者募集要領

令和6年2月

おおさかスマートエネルギーセンター

1. はじめに

大阪府・大阪市が共同で設置する「おおさかスマートエネルギーセンター」では、「おおさかスマートエネルギープラン」に基づき、再生可能エネルギーの普及拡大や省エネルギーの推進に向け、様々な取組みを実施しています。

このたび、ハウスメーカー・工務店・マンションデベロッパー等と連携し、ZEHの宿泊体験を実施し、その体験事例を広く情報発信することによりZEHの良さを周知し、大阪府内での新築住宅における太陽光発電の普及及び省エネルギーの推進を図るため、「ZEH 宿泊体験事業」（以下「本事業」といいます。）を実施しますので、本事業の協力事業者を募集します。

2. 事業の概要

本事業は、府域で住宅購入等を検討している方を対象に、ZEH 宿泊体験をするともに、アンケート等により宿泊体験事例を取りまとめ、ZEHの良さを府民に広く情報発信するものであり、大阪府内にあるZEH基準のモデルハウスや集合住宅のモデルルーム（以下「モデルハウス等」といいます。）によりZEH 宿泊体験の実施協力が可能なハウスメーカー・工務店・マンションデベロッパー等を募集するものです。

事業の名称	ZEH 宿泊体験事業
事業期間	令和6年4月1日（月）から令和9年3月31日（水） ※宿泊体験実施期間は、上記の間で協力事業者と大阪府との合意する期間
申込期間	令和6年2月14日（水）から令和8年8月31日（月）
宿泊体験を実施するモデルハウス等の仕様	モデルハウスの場合、以下の(1)～(3)のいずれかに該当すること (1)『ZEH』の判断基準を満たしていること (2) Nearly ZEH の判断基準を満たしていること (3) ZEH Oriented の判断基準を満たしていること 集合住宅のモデルルームの場合、以下の(1)～(4)のいずれかに該当すること (1)『ZEH-M』の判断基準を満たしていること (2) Nearly ZEH-M の判断基準を満たしていること (3) ZEH-M Ready の判断基準を満たしていること (4) ZEH-M Oriented の判断基準を満たしていること
宿泊対象者	以下の(1)～(4)のすべてに該当すること (1) 大阪府内で住宅の新規購入及び建て替え・リフォームを検討している方 (2) 未成年者のみの利用でないこと (3) アンケート（匿名での公開に同意）に応じること (4) 当日、申込者本人を確認できる運転免許証などを提示すること
大阪府が実施すること	大阪府ホームページ等における本事業の広報 (1) 宿泊体験者の募集案内や協力事業者の連絡先等を掲載 (2) ZEH 宿泊体験事例やZEHの良さについて掲載

協力事業者が実施すること	宿泊体験者の対応及び宿泊体験の実施 (1) 宿泊体験に必要なとなる備品等の準備 (2) 宿泊体験施設に係る問合せ対応及び宿泊体験申込みの受付 (3) 宿泊体験に係る宿泊体験者との事前調整 (4) 宿泊体験施設における宿泊体験者対応（ZEH の良さの説明など） (5) 宿泊体験者に対するアンケートの実施、回収 ※ZEH の説明及びアンケートについては大阪府で作成しているものを参考とする。 設備、備品等 宿泊体験に係る下記の基本事項については、協力事業者において対応すること (1) 冷蔵庫、風呂、トイレが使用可能であること (2) リネン品など宿泊に必要な基本的な備品を準備すること ※個人使用のもの（衣類、化粧品等）は宿泊者にて準備 アンケート及び宿泊体験実施の実績報告 宿泊体験者へのアンケート結果及び宿泊体験の実績について、府に報告すること 費用負担 宿泊体験を実施するために必要となる経費は、協力事業者が負担すること 宿泊体験者から宿泊に要する費用は、原則請求しないこと トラブル等の対応 宿泊施設や備品を破損した場合や宿泊体験者の事故については、協力事業者と宿泊体験者の間で対処することとし、協力事業者はその体制を整えること 個人情報の適正な管理 協力事業者は、大阪府個人情報保護条例および別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人情報を適正に管理すること その他 (1) 宿泊体験の実施に際しては、各種法令を遵守すること (2) 宿泊体験者から障がいによる配慮の申し出があった場合、合理的配慮に努めること (3) 宿泊体験者募集のホームページ用に、当該モデルハウス等の写真を提供すること (4) 宿泊体験事業に関する情報発信にできる限り協力すること (5) 宿泊体験者への過度な営業活動を行わないこと
協定書	本事業を円滑に実施するため、大阪府と協力事業者は「ZEH 宿泊体験事業」に係る連携協定を締結するものとする

3. 応募資格

本事業の対象となる応募者は、次に掲げる条件をすべて満たすハウスメーカー、工務店、建築設計事務所、リフォーム業者、建売住宅販売者、マンションデベロッパー等とします。

- (1) ZEHビルダー・ZEHプランナー又はZEHデベロッパーであること。
- (2) 大阪府内に仕様を満たすモデルハウス等を有していること。
- (3) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
 - (ア) 成年被後見人
 - (イ) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - (ウ) 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - (エ) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - (オ) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - (カ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - (ク) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (6) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (7) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (8) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (9) 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和4年大阪府規則第61号）第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者、同規則第3条第1項各号のいずれか又は同条第2項に該当すると認められる者でないこと。
- (10) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与

行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4. 応募手続き

協力事業者への応募を希望する場合の応募手続等は、以下のとおりです。本要領を確認の上、必要な書類を提出してください。

(1) 応募受付

(ア) 受付期間

令和 6 年 2 月 14 日（水曜日）から令和 8 年 8 月 31 日（月曜日）まで

(イ) 応募先

メールアドレス：eneseisaku-01@gbox.pref.osaka.lg.jp

おおさかスマートエネルギーセンター

（大阪府環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課 スマートエネルギーグループ内）

(ウ) 提出方法

電子メールにより提出してください。

(エ) 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類等

下記の応募書類(ア)から(ウ)を提出してください。(エ)から(カ)の証明書は発行日から 3 カ月以内のものを提出してください。

(ア) ZEH 宿泊体験事業 協力申込書

・宿泊体験施設情報表（別紙 1）

・宿泊者利用規約（別紙 2）（すでに利用規約を作成されている場合は、この様式によりません）

※作成いただいた宿泊者利用規約は、ホームページに掲載します。

・誓約書（別紙 3）

(イ) ZEH ビルダー、ZEH プランナー又は ZEH デベロッパー登録証の写し

(ウ) モデルハウス等の BELS 評価書又は一次エネルギー計算書

一次エネルギー計算書を提出される場合は、BELS 住宅の「ZEH」、「ゼロエネ相当」に関する表示についての一次エネルギー計算書を使用してください。

様式は、以下の一般社団法人 住宅性能評価・表示協会ホームページよりダウンロードしてください。

<https://www2.hyoukakyokai.or.jp/seminar/gaihi/>

(エ) 府税に未納がないことの証明書（府の区域内に事業所を有する者）

(オ) 本店を管轄する都道府県税に未納がないことの証明書（府の区域内に事業所を有しない者）

(カ) 国税に未納がないことの証明書

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者の審査のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、追加の書類を求めることがあります。

(5) 次の各号のいずれかに該当した場合は、応募を受付けません。

(ア) 応募資格を有しない場合

(イ) 応募書類に虚偽の記載を行った場合

受付後であっても、虚偽の記載が判明した場合には、受付けを取り消します。

(6) 応募内容に変更が生じた場合は、変更協議書を提出してください。

5. 本事業に関する質問の受付

(1) 受付期間

令和6年2月14日（水曜日）から令和8年8月31日（月曜日）

(2) 質問方法

(ア) 電子メールでご質問ください。

メールアドレス：eneseisaku-01@gbox.pref.osaka.lg.jp

電話番号：06-6210-9254

(イ) ZEH 宿泊体験事業への質問であることを明記してください。

(ウ) 送付後に、必ず電話で到達の確認をお願いします。

6. スケジュール

令和6年 2月14日（水曜日） 協力事業者募集、質問受付開始（募集要領等配布開始）

※協定書を締結し、随時事業開始

令和8年8月31日（月曜日） 協力事業者の募集及び質問受付終了（募集要領等配布終了）

令和9年3月31日（水曜日） 宿泊体験事業終了

7. 問合せ先

大阪府環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課 スマートエネルギーグループ

（おおさかスマートエネルギーセンター）

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）22階

TEL 06-6210-9254

メール eneseisaku-01@gbox.pref.osaka.lg.jp

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 大阪府と協定を締結した事業者（以下「協定締結事業者」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、大阪府との協定（以下「協定」という。）による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第2 協定締結事業者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第3 協定締結事業者は、本協定による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本協定に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 協定締結事業者は、府に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（関連事業者の利用時の措置）

第4 協定締結事業者は、本協定における事務に関連する事業者（以下「関連事業者」という。）に本特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 協定締結事業者は、府に対して、関連事業者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（目的外利用・提供の禁止）

第5 協定締結事業者は、府の指示がある場合を除き、この協定による事務に関して知り得た個人情報を協定の目的以外の目的のために利用し、又は府の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（廃棄）

第6 協定締結事業者は、この協定による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（事故発生時における報告）

第7 協定締結事業者は、この協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに府に報告し、府の指示に従うものとする。